

消費税引上げに伴う水道料金及び下水道使用料の改定について

1 改定前後における水道料金・下水道使用料の比較

※一般用途で2カ月に30^m使用した場合

	メーターの口径	水道料金・下水道使用料等の金額		増加額
		現行(8%)	改定後(10%)	
水道料金	13mm	5,410円	5,511円	101円
	20mm	6,296円	6,413円	117円
下水道使用料	—	5,266円	5,363円	97円

2 継続的供給契約に対する消費税の経過措置

契約時期	使用月					請求月	税率
	8月	9月	10月	11月	12月		
10月以前からの継続契約	■	■				10月	法律施行日(10月1日)以降、初めての請求 8%
		■	■			11月	
			■	■		12月	法律施行日(10月1日)以降、2回目の請求 10%
				■	■	1月	

水道料金表(現行)

(1月につき)

平成29年6月1日改定

用途	メーターの口径(mm)	基本料金		水量料金	
		使用水量	料金(円)	使用水量(m ³)	料金(円) (1m ³ につき)
一般用	13		1,177.20	1 ~ 10	66.96
	20		1,620.00	11 ~ 20	171.72
	25		2,073.60	21 ~ 30	185.76
	30		2,505.60	31 ~ 50	211.68
				51 ~ 100	246.24
				101 以上	264.60
	40		4,287.60	1 ~ 50	200.88
	50		8,445.60	51 ~ 100	260.28
	75		17,452.80	101 以上	264.60
	100		32,832.00		
150		85,060.80			
200		168,609.60			
350		685,033.20			
公衆浴場用	13		1,004.40	1 ~ 1,200	45.36
	20		1,382.40	1,201 以上	101.52
	25		1,760.40		
	30		2,127.60		
	40		3,607.20		
別荘用	飯綱高原地区	10m ³ まで	3,834.00	11 ~ 20	199.80
				21 ~ 40	226.80
				41 ~ 100	259.20
				101 以上	291.60
	飯綱高原地区以外の地区		2,214.00	11 以上	189.00

水道料金表(改定後)

(1月につき)

令和元年10月1日改定

用途	メーターの口径(mm)	基本料金		水量料金	
		使用水量	料金(円)	使用水量(m ³)	料金(円) (1m ³ につき)
一般用	13		1,199.00	1 ~ 10	68.20
	20		1,650.00	11 ~ 20	174.90
	25		2,112.00	21 ~ 30	189.20
	30		2,552.00	31 ~ 50	215.60
				51 ~ 100	250.80
				101 以上	269.50
	40		4,367.00	1 ~ 50	204.60
	50		8,602.00	51 ~ 100	265.10
	75		17,776.00	101 以上	269.50
	100		33,440.00		
150		86,636.00			
200		171,732.00			
350		697,719.00			
公衆浴場用	13		1,023.00	1 ~ 1,200	46.20
	20		1,408.00	1,201 以上	103.40
	25		1,793.00		
	30		2,167.00		
	40		3,674.00		
別荘用	飯綱高原地区	10m ³ まで	3,905.00	11 ~ 20	203.50
				21 ~ 40	231.00
				41 ~ 100	264.00
				101 以上	297.00
	飯綱高原地区以外の地区		2,255.00	11 以上	192.50

下水道使用料(現行)

(1月につき)

平成26年4月1日改定

種別	基本使用料		超過使用料 (1立方メートルにつき)	
	汚水排除量	使用料(円)	汚水排除量 (m ³)	使用料(円)
一般汚水	8m ³ まで	1461.24	9~20	167.40
			21~50	191.16
			51~100	223.56
			101~300	254.88
			301~500	282.96
			501以上	304.56
別荘汚水	10m ³ まで	1796.04	11~20	167.40
			21~50	191.16
			51~100	223.56
			101~300	254.88
			301~500	282.96
			501以上	304.56
公衆浴場汚水	8m ³ まで	1090.80	9~1,200	22.68
			1,201以上	43.20

下水道使用料(改定後)

(1月につき)

令和元年10月1日改定

種別	基本使用料		超過使用料 (1立方メートルにつき)	
	汚水排除量	使用料(円)	汚水排除量 (m ³)	使用料(円)
一般汚水	8m ³ まで	1,488.30	9~20	170.50
			21~50	194.70
			51~100	227.70
			101~300	259.60
			301~500	288.20
			501以上	310.20
別荘汚水	10m ³ まで	1,829.30	11~20	170.50
			21~50	194.70
			51~100	227.70
			101~300	259.60
			301~500	288.20
			501以上	310.20
公衆浴場汚水	8m ³ まで	1,111.00	9~1,200	23.10
			1,201以上	44.00